

政治社会学会暫定運営方針

2020年11月8日 理事会承認

- 1) 本暫定運営方針の位置づけ
 - a) 本暫定運営方針(以下、「暫定方針」という。)は、2020-22年度の政治社会の目標、計画、運営方法などを明確にすることを目的とする。
 - b) 暫定方針のなかには会則変更が必要なものがあるため、今年度のなるべく早期に臨時総会を開催し、会則変更を行う。
 - c) 会則変更後、暫定方針を改めて精査し、運営方針を策定する。

- 2) 学会財政
学会財政の慢性的な赤字状態が続いている。2021年度中に赤字状態の解消を目指す。

- 3) 研究大会
研究大会は、2021年度は九州大学、22年度は福岡女子短期大学で行う予定である(但し、コロナの流行状況によってはオンラインまたはハイブリッドでの開催もありうる)。

- 4) コミュニケーション
 - a) 会員への連絡を円滑に進めるためにメーリングリストを開設し、運用する。
 - b) さらに会員相互間の相互交流や研究会や研究セッション単位での交流、共同研究などを促進するために Slack を利用する。
 - c) 会員が相互に参照できる「会員リスト」(掲載は任意)を準備する。

- 5) 会員数
会員数の減少傾向が続いている(現在、会員 122 名)。2021 年度末までに会員数 150 名を目指す。

- 6) 会費の見直し
 - a) 会費の納入率が極めて低く、それが学会財政を圧迫していることから、会費及び会費納入の仕組みについては 2020 年度内を目途に見直しを行う。
 - b) 会費を安く設定した「賛助会員」の新設を検討する。

7) 年報

投稿・掲載論文の少ない状況が続いている。そこで、

- a) 特集論文と独立論文に分けて、特集論文にはゲストエディターを置く
- b) 書評及び書評論文の募集も行う

8) 学術書

学会としての研究成果を、学術書のかたちで 2022 年度を目途に出版することを目指す(2021 年度中に助成申請を行う)。

9) 日本学術会議・協力学術団体

2022 年度中に日本学術会議・協力学術研究団体への指定申請を行う。

10) 社会連携

- a) 他学会、大学(研究所・センターを含む)との積極的な連携をはかる。
- b) 行政や産業界等、学術以外の分野からも会員を募り、また連携をはかる。
- c) 研究視察型研究会を行う(訪問先候補としては例えば NPO、研究所、文理融合学部、行政機関など)

11) 組織編成

本学会の組織を以下の様に変更する。

- a) 企画委員会、研究戦略構想委員会、組織改革委員会を統合し、研究企画委員会に改組する
(企画委員会の改組には会則改正が必要なため、会則改正までは会則 14 条 1 号の「企画委員会」として活動する。)
- b) 組織改革委員会、研究戦略構想委員会は解散し、その業務は研究企画委員会及び理事会が引き継ぐ
(上記 2 委員会は会則 14 条 5 号「その他理事会において必要と認められた委員会」であるため、その改廃にあたって会則変更は不要である)
- c) 大会実行委員会は現行通りとする
(大会実行委員会については会則上明文規定がないところ、会則 14 条 5 号「その他理事会において必要と認められた委員会」として活動を行い、会則改正を機に正規の委員会として明文規定を置く。)
- d) 年報編集委員会、広報委員会、国際交流委員会は現行通りとする
(会則 14 条 2~4 号に規定の通り)
- e) 財務委員会を新設する

(当面は、会則 14 条 5 号「その他理事会において必要と認められた委員会」
として活動を行い、会則改正を機に正規の委員会として明文規定を置く。)

12) 理事の役割

- a) 理事は「会務の執行者」(会則 9 条柱書)であることから、すべての理事は各種委員会に所属し、会務を執行するものとする。
- b) 理事長・副理事長は「会務の総括者」(会則 12 条柱書)であることから、予め決められた役割分担に基づき、複数の委員会を総括するものとする。
- c) 理事(理事長・副理事長を含む)は会員の模範として、その任期中(2 年間)に以下のいずれかの活動を行うことが強く推奨される。
 - ① 年報への論文または書評の投稿
 - ② ニュースレターへの記事投稿
 - ③ 研究大会での研究発表
 - ④ 各種研究会での研究発表

13) 理事会構成員

新任理事 27 名のうち、女性は 3 名、40 歳未満の若手は 3 名に過ぎず、本学会における役員の高齢化比率、男性比率は顕著である。中長期的には女性会員、若手会員の育成に力を入れなければならない。

14) 常任理事会

常任理事会(会長、理事長、副理事長、各種委員会委員長で構成)を設置する。

- a) 企画や連絡調整は常任理事会で行い、意思決定は理事会で行う(常任理事会は意思決定機関ではなく、連絡調整のための機関)。
- b) 常任理事会の設置には会則改正が必要である。そこで、当面の間は会則 14 条 5 号「その他理事会において必要と認められた委員会」規定を適用し、「常任理事会準備委員会」として活動を行う。会則改正後、会議名を「常任理事会」に改める。

15) 幹事

会則 10 条 2 項に幹事の規定があり、幹事は理事会が委嘱することとされている。しかし、これまで幹事を理事会が委嘱したことはなく、また、若手人材の活用にも苦心している。そこで、次のような対策をとる。

- a) 若手会員を含め「幹事職」を公募する。
- b) 公募する幹事の職務内容は各種委員会、事務局及び各支部の支援的業務とする

c) 2020年12月までに新たに幹事を委嘱する

16) 評議員

会則18条に評議委員会についての規定がある。しかし、これまで評議委員会が開催されたことはなく、理事長が諮問したこともない。

a) 現在の評議員は9名である。評議委員会の補充について公募を行い、2020年12月までに新たな評議員を委嘱する。

b) 評議員は理事の役職に準じ、その任期中(2年間)に以下のいずれかの活動を行うことが強く推奨される。

① 年報への論文または書評の投稿

② ニュースレターへの記事投稿

③ 研究大会での研究発表

④ 各種研究会での研究発表

c) その後評議委員会を開催し、以下4点について理事長から評議委員会に諮問する。

① 本学会と他学会の差別化について

② 本学会の専門性の強化について

③ 本学会の改善点について(但し、①②の論点は除く)

④ 2021年3月までに評議委員会の答申をまとめる。

17) 顧問

顧問(会則17条規定)については現制度を維持する。但し、理事と同様に、一定期間内に次のいずれかの活動を行うことが強く推奨される。

① 年報への論文または書評の投稿

② ニュースレターへの記事投稿

③ 研究大会での研究発表

④ 各種研究会での研究発表

18) 会長

現会長の新川達郎理事(同志社大学)を引き続き会長として選任する(佐藤洋一郎理事長が会長就任を固辞されたため)。

19) 顕彰・表彰制度

長年にわたって学会に貢献した功労会員の顕彰や優れた研究成果を表彰する制度が本学会にはないため、制度設置を含めて理事会で議論し、2021年3月までに結論を出す。

20) 研究部会

本学会に研究部会を設置する。

- a) 会則には研究部会の明示的規定は存在しない。したがって、当面は第3条4号「理事会において適当と認められた事業」として研究部会活動を行う。
- b) 研究部会の設置は理事会で決定する
 - ① 会員3名以上の発起人を要件とし、研究部会には理事又は幹事を置くものとする。
 - ② 発起人に理事または幹事がいない場合には、理事会から発起人に幹事を委嘱する
- c) 研究部会は独自に研究活動研究会を開催、研究大会でセッションを開催することができる
 - ① 研究会の企画・運営は各部会で行い、広報は広報委員会で行う
 - ② 研究部会は研究会開催後、報告書を理事会に提出し、開催報告をニューズレターに掲載するものとする。
 - ③ 報告書には、開催日時、研究会タイトル、報告者、報告の概要、参加人数等を明記するものとする。

21) オンライン研究会

現行のオンライン研究会は継続して行う。但し、研究会としての位置づけが不明確であったので、当面の間以下の通り運用する。

- a) 会則3条1号「研究会、講演会、シンポジウム等の開催」としてオンライン研究会を開催する。
- b) オンライン研究会の開催は理事会の審議を経て決する
- c) オンライン研究会を開催する場合、企画者(全会員が対象)は、①研究会タイトル、②報告者、③概要を含めた企画書を事務局に提出するものとする。
- d) 理事会承認後、企画者は報告予定者等と日程調整を行い、広報については広報委員会と調整する。
- e) 企画者は実施後に報告書を理事会に提出し、開催報告をニューズレターに掲載するものとする。
- f) 報告書には、開催日時、研究会タイトル、報告者、報告の概要、参加人数等を明記するものとする。

補足 スケジュール

2020.12 まで

- ・ 幹事の公募・委嘱
- ・ 評議員の公募・委嘱

2021.3 まで

- ・ 臨時総会を開催し、会則変更を行う
(各種委員会の構成、常任理事会、研究部会の設置)
- ・ 会費制度の見直し(内容によっては要会則変更)
- ・ 顕彰・表彰制度の策定(内容によっては要会則変更)
- ・ 評議員会への諮問・答申

2022.3 まで

- ・ 赤字状態の解消
- ・ 会員 150 名の達成

2022.10 まで

- ・ 学術図書の刊行
- ・ 日本学術会議・協力学術研究団体への指定申請